

「産業の振興を図る必要がある地域における工場等の立地を目的とする開発行為等の取扱い基準」の廃止に係るパブリックコメント

趣旨

本市では、平成31年に市街化調整区域における開発行為の開発審査会付議基準として、「産業の振興を図る必要がある地域における工場等の立地を目的とする開発行為等の取扱い基準」を策定しました。

昨年4月に都市計画マスタープランを改定し、市街化調整区域における土地利用の方針を見直したことから、同計画との整合を図るため、「産業の振興を図る必要がある地域における工場等の立地を目的とする開発行為等の取扱い基準」を廃止します。

つきましては、本基準の廃止に向け、広く市民等の皆様の意見を伺うため、パブリックコメント手続を実施します。

提出期間

令和6年10月7日（月）～令和6年10月28日（月）（郵送の場合は必着）

提示資料

1. 「産業の振興を図る必要がある地域における工場等の立地を目的とする開発行為等の取扱い基準」の廃止について
2. 産業の振興を図る必要がある地域における工場等の立地を目的とする開発行為等の取扱い基準

提示場所

1. 市ホームページ
2. 行政情報コーナー（池田市役所2階）
3. 都市整備部審査指導課（池田市役所6階）

提出資格

1. 市内にお住まいの方
2. 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
3. 市内にある事務所又は事業所に勤務している方
4. 市内にある学校等に通っている方
5. 「産業の振興を図る必要がある地域における工場等の立地を目的とする開発行為等の取扱い基準」の廃止について利害関係を有する方

提出方法

氏名及び住所（法人その他の団体は、名称及び所在地）を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。

1. 都市整備部審査指導課持参（池田市役所6階）
2. 郵送：〒563-8666 池田市都市整備部審査指導課（住所不要）
3. FAX：072-752-6572
4. メールフォームによる送付：市ホームページから、「メニュー」→「お問い合わせ」→「都市整備部へのご意見・お問い合わせ」→「都市整備部審査指導課へのご意見・お問い合わせ」をご利用ください。
※「住所」欄は、「入力必須」の表記がありませんが、必ず入力してください。なお、「ご連絡」欄に「必要」と入力しても、個別回答は致しませんのでご承知ください。

その他

提出されたご意見の概要とそれに対する本市の考え方については、後日ホームページ及び行政情報コーナーで公表します。提出されたご意見は、個人情報（法人情報を含む。）を除き、公表される場合があります。また、ご意見に対する個別の回答は致しませんので、あらかじめご了承ください。

上記記載事項のほか、詳細につきましては、池田市パブリックコメント手続要綱によります。

問合せ

都市整備部審査指導課（TEL 072-754-6339）